



日刊労千葉

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (労働組合館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

97.7.28 No. 4630

ASIA-PACIFIC REGION INCLUDED

Japan, U.S. unveil war manual

Japan and the United States on Sunday announced draft security arrangements that would give Tokyo its highest military profile in the Asia-Pacific region since World War II.

The war manual would obligate the Self-Defense Forces and other entities to extend full cooperation, save for actual combat and closely related activities, to support the U.S. military in the event the U.S. becomes involved in conflicts in the region around Japan.



What Japan would offer

Proposals for strengthening Japanese-U.S. defense cooperation include the following areas of Japanese support to the U.S. in the event of a war in regions surrounding Japan:

- Relief and transfer operations for refugees, provision of emergency materials to refugees
- Search and rescue operations at sea
- Inspection of foreign ships as part of activities for ensuring the effectiveness of economic sanctions for the maintenance of international peace and stability
- Non-combatant evacuation operations — use of Self-Defense Forces facilities and civilian ports and airports
- Allowing U.S. forces the use of Japanese facilities
- Provision of materials (except weapons and ammunition) and POL (petroleum, oil and lubricants) to U.S. vessels and aircraft

vessels, etc.
Navy are provided, port
base facilities are provided
and internal surrounding
distinguishable combat
being conducted, the report
says.

Japan also cooperates
with the U.S. in search and
rescue operations at sea in
areas surrounding Japan and
in evacuation of their respective
nationals to safe haven,
according to the report.
The current guidelines are

(6月8日付「ジャパン」
タイムス)一面

1997年(平成9年)7月3日

罰則設け民間役務強制も

周辺有事法制

新ガイド
ラインは、

「戦争マニアル
アルだ!」

役務提供の強制措置を立法化?

新ガイドラインは、アメリカでは、あからさまに「War Manual (ウォーマニュアル)」と呼ばれている。橋本政権は、「憲法の枠内では、新ガイドラインを繰り返しながら、新ガイドラインが「戦争マニュアル」であることをおし隠して九月の日米最終合意――来年通常国会での周辺有事法に向けつき進もうとしている。十二日には、自衛隊の大型輸送機C-130が平然とタイに飛びたつた。これはまさに新ガイドラインに基づく朝鮮派兵への予行演習に他ならない。

日本は、あからさまに「War Manual (ウォーマニュアル)」などというペテンを繰り返しながら、新ガイドラインが「戦争マニュアル」であることをおし隠して九月の日米最終合意――来年通常国会での周辺有事法に向けつき進もうとしている。十二日には、自衛隊の大型輸送機C-130が平然とタイに飛びたつた。これはまさに新ガイドラインに基づく朝鮮派兵への予行演習に他ならない。

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。

港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

「周辺有事の際の日本の対

(7月3日付)	
周辺有事の法整備	検討対象の22項目
「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)見直しに関連し、周辺有事の法整備についての検討対象	「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)見直しに関連し、周辺有事の法整備についての検討対象
【人道的活動】現行PKO法は、紛争後の人道的活動が対象。紛争前にも食糧援助などの分野で人道的活動を行なうための法的措置	【人道的活動】現行PKO法は、紛争後の人道的活動が対象。紛争前にも食糧援助などの分野で人道的活動を行なうための法的措置
【支援】(1)追加提供について、使用権原の取得、使用条件変更手続についての整理	【支援】(1)追加提供について、使用権原の取得、使用条件変更手続についての整理
【米軍の活動に対する日立法措置】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊	【支援】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊

【捜索・救援】自衛隊による紛争当事国の遭難兵士の捜索救難の法的根拠などを規定する現行自衛隊法に関する法的措置	【捜索・救援】自衛隊による紛争当事国の遭難兵士の捜索救難の法的根拠などを規定する現行自衛隊法に関する法的措置
【支援】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊	【支援】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊
【米軍の活動に対する日立法措置】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊	【支援】(1)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊
【支援】(2)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊	【支援】(2)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊
【支援】(3)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊	【支援】(3)同・警備・緊急事態発生時、自衛隊がACSAの適用範囲を超える整備・修理業務を行う場合、自衛隊

労働運動の最大の課題として!

一九五〇年の第一次朝鮮戦争は、日本を一夜にして最前線基地とした。日本の産業はあげて軍需生産に動員され、国鉄労働

者は、無休暇状態で軍隊と軍需品輸送のために動員され、八幡、富士、日本鋼管などの鉄鋼、造船・自動車産業も米軍向けの生産・修理工場となり、発電所で武装した警備員によって監視された。こうした状況のなか、体なしには成り立たないことだ。これが、新ガイドライン=戦争マニュアルの本質なのだ。

実際、新ガイドライン中間報告の直後にだされた、JR貨物は、「危機管理」の観点から、大弾圧・労働運動の全面的な解体なしには成り立たないことだ。

これが、新ガイドライン=戦争マニュアルの本質なのだ。これが、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている

これは、新ガイドラインの次にに基づくものだ。港や港湾を提供する場合に、管理者である民間業者の役務を提供する場合の強制措置(罰則等)の必要性なども盛り込まれている